

第3次八王子市環境基本計画

八王子市生物多様性地域戦略

令和6年度(2024年度)～令和15年度(2033年度)



はじめに

未来へつづく、人と自然とが共生したまちの実現に向けて

八王子市は、高尾山や浅川をはじめとする豊かな自然と、多くの史跡や伝統産業の織物など人と自然との深いかかわりにより育まれてきた歴史文化が織りなす魅力あふれるまちです。私たちは、先人たちが紡いできた本市の貴重な財産である自然と歴史文化を守り、大切に磨き上げ、将来世代に継承していく責務があります。

本市ではこれまで、「未来へつづく、水とみどりにあふれた健康でころやすらぐまち」の実現に向けて、「第2次環境基本計画」に基づき、市民・事業者の皆様とともにさまざまな環境施策を展開してまいりました。

近年、地球温暖化の進行や生物多様性の損失など、多岐に渡る環境問題が世界規模で喫緊の課題となっています。特に、地球温暖化との関連が指摘されている自然災害の激甚化や熱中症、野生動物による農作物被害など、市民生活への影響も深刻さを増しています。

このような多様化・複雑化する環境課題に対応し、本市の最上位計画である「八王子未来デザイン2040」と整合をはかり、これまで以上に

環境施策を統合的・横断的に推進するとともに、生物多様性の豊かな恵みを将来にわたり享受し続けるため、このたび「第3次環境基本計画」を「生物多様性地域戦略」と一体的に策定しました。

本計画では、引き続き二酸化炭素の排出や廃棄物の削減など環境負荷の低減を進めるとともに、水やみどりなど自然との共生したまちの実現に向けて、未来の八王子を担う子どもたちが自然とふれあう機会の創出や環境教育・環境学習をさらに進めてまいります。

そして、本市の豊かな地域資源を守り、地域の賑わいや安全安心など、さまざまな分野にも活かすことにより、地域特性をふまえた生物多様性の保全と持続可能なまちづくりにつなげ、市民・事業者の皆様とともに、「すべての人が輝き、やすらげる街」の実現をめざしてまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重な御意見をいただきました八王子市環境審議会委員をはじめ市民の皆様から感謝申し上げます。

令和6年（2024年）3月

八王子市長 しやけ かずお
初宿 和夫



目次

はじめに	1
第1章 計画の基本的事項	3
1.1 計画改定の背景及び趣旨	4
1.2 計画の位置付け	5
1.3 計画の対象地域	6
1.4 計画の期間	7
第2章 八王子の環境を取り巻く現状と課題	9
2.1 八王子市の環境	10
2.2 生物多様性について	21
2.3 環境政策を取り巻く動向	34
2.4 第2次八王子市環境基本計画の主な取組と課題 ..	46
第3章 計画が目指すもの	55
3.1 基本理念	56
3.2 望ましい環境像	57
3.3 基本目標	58
3.4 基本施策	60
第4章 施策の展開	63
基本施策1 自然と共生したまちの実現【自然環境】	67

基本施策2 ゼロカーボンシティの実現【温暖化対策】	80
基本施策3 地球にやさしい循環型社会の実現【資源循環】	88
基本施策4 快適でしなやかさを持ったまちの実現【都市・生活環境】	94
基本施策5 環境を考え行動する暮らしの実現【行動変容】 ..	103
第5章 地域の行動	113
中央地区	116
北部地区	118
西部地区	120
西南部地区	122
東南部地区	124
東部地区	126
第6章 計画を進めるために	129
6.1 計画の推進体制	130
資料編	133
用語解説	134
八王子市環境審議会委員名簿	142
八王子市環境審議会答申	143

冊子中、右上に「*」を付した用語の解説を、資料編「用語解説」に記載しています。
なお、本文内で該当用語を最初に用いた際に「*」を付けています。

第1章

計画の基本的事項

第1章

1 計画改定の背景及び趣旨

八王子市は、新たな世紀の始まりである2001年（平成13年）を環境元年と位置付け、「八王子市環境基本条例」を制定し、環境問題を解決するために市民・事業者・行政が協働して環境を保全・回復・創造するための仕組みを明らかにしました。さらに、この条例に基づき、平成16年（2004年）3月に「八王子市環境基本計画」（「第1次環境基本計画」）を策定しました。また、平成26年（2014年）3月には、市を取り巻く情勢の変化などに対応するため「第2次環境基本計画」を策定し、環境に関する様々な施策を推進してきました。

近年、地球温暖化の進行による地球環境への影響が顕著化し、生物多様性*や人々の健康に深刻な被害をもたらすなど、様々な問題が生じています。国際社会では、気候変動問題の解決に向けて「パリ協定」が採択され、世界各国が共通の目標に向かって取組を進めています。

これらの動きを受け、国は令和2年（2020年）に「2050年カーボンニュートラル*」を宣言し、東京都は「ゼロエミッション東京」において、2030年までに温室効果ガス*排出量を2000年比で50%削減する「カーボンハーフ」を表明しました。本市においても、令和4年（2022年）2月に「ゼロカーボンシティ宣言*」を行い、2050年までに二酸化

炭素排出実質ゼロを目指し、市民・事業者・行政の「オール八王子」で取り組んでいます。

気候変動による影響は、生きものの絶滅や生息・生育環境の消失などを引き起こし、生物多様性の損失要因になっています。生物多様性は、人類の生存を支える様々な恵みを与えてくれており、生物多様性の損失は、水・大気の調整や農林業、観光など幅広い分野に影響を及ぼすことで、人々のQOL*（生活の質）の低下を招いてしまいます。本市は、高尾山をはじめとする自然環境が身近な存在であり、生物多様性の豊かな恵みを将来に渡り享受し続けるためにも、生物多様性に関する課題に対処する必要性が高まっています。

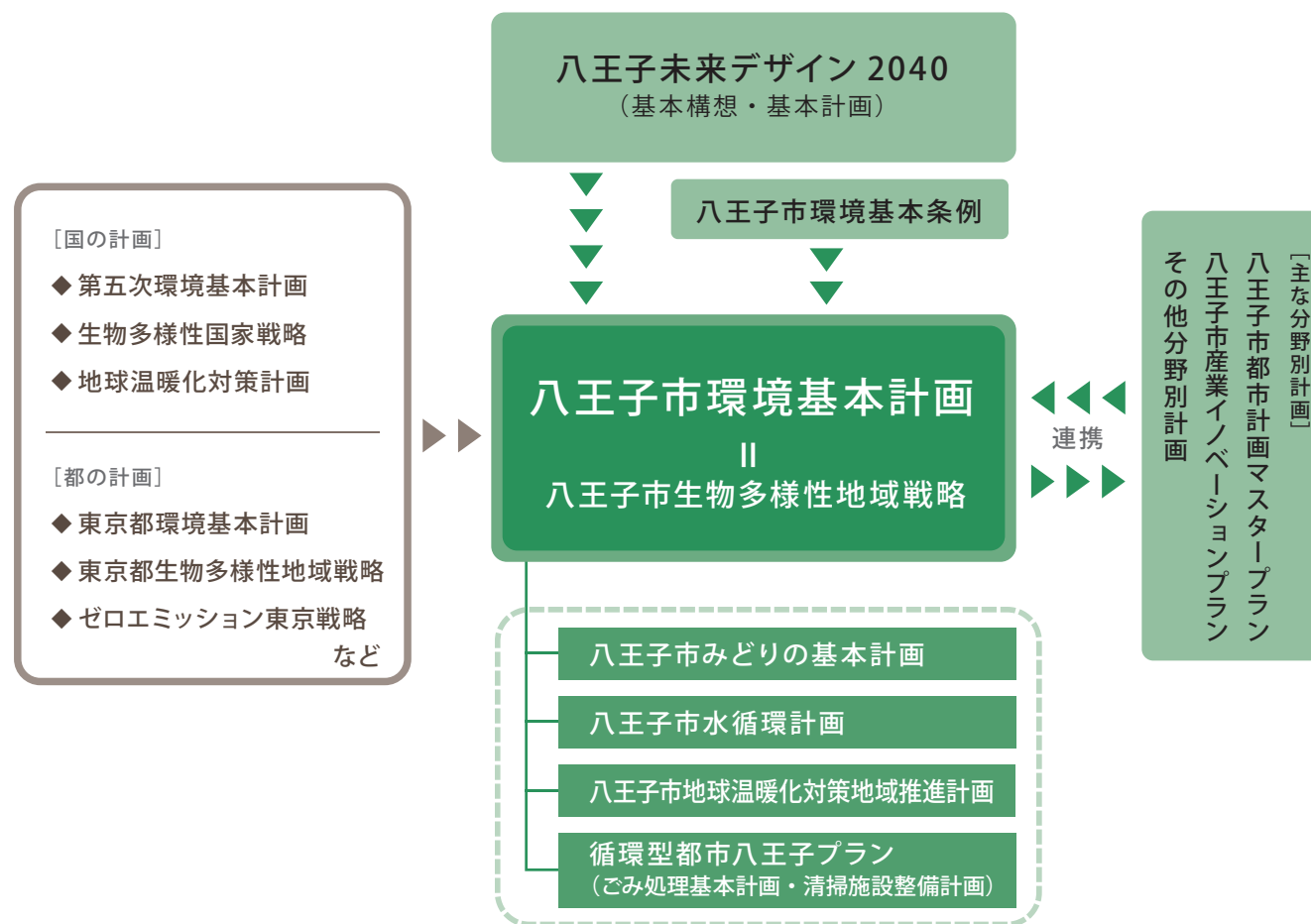
このような社会情勢などの変化に対応した環境施策を総合的かつ計画的に進めるため、令和5年度（2023年度）にスタートした本市の新たな基本構想・基本計画「八王子未来デザイン2040」などを踏まえ、「第3次八王子市環境基本計画」を策定しました。

第1章

2 計画の位置付け

本計画は、本市の最上位計画である「八王子未来デザイン2040」と整合をはかりつつ、本市における環境分野の最上位計画として、環境行政の方向性を示します。また、都市計画マスタープランなどの各分野別計画と連携した内容とします。

なお、本計画の全編を生物多様性基本法第13条に規定する「生物多様性地域戦略*」として位置付けます。

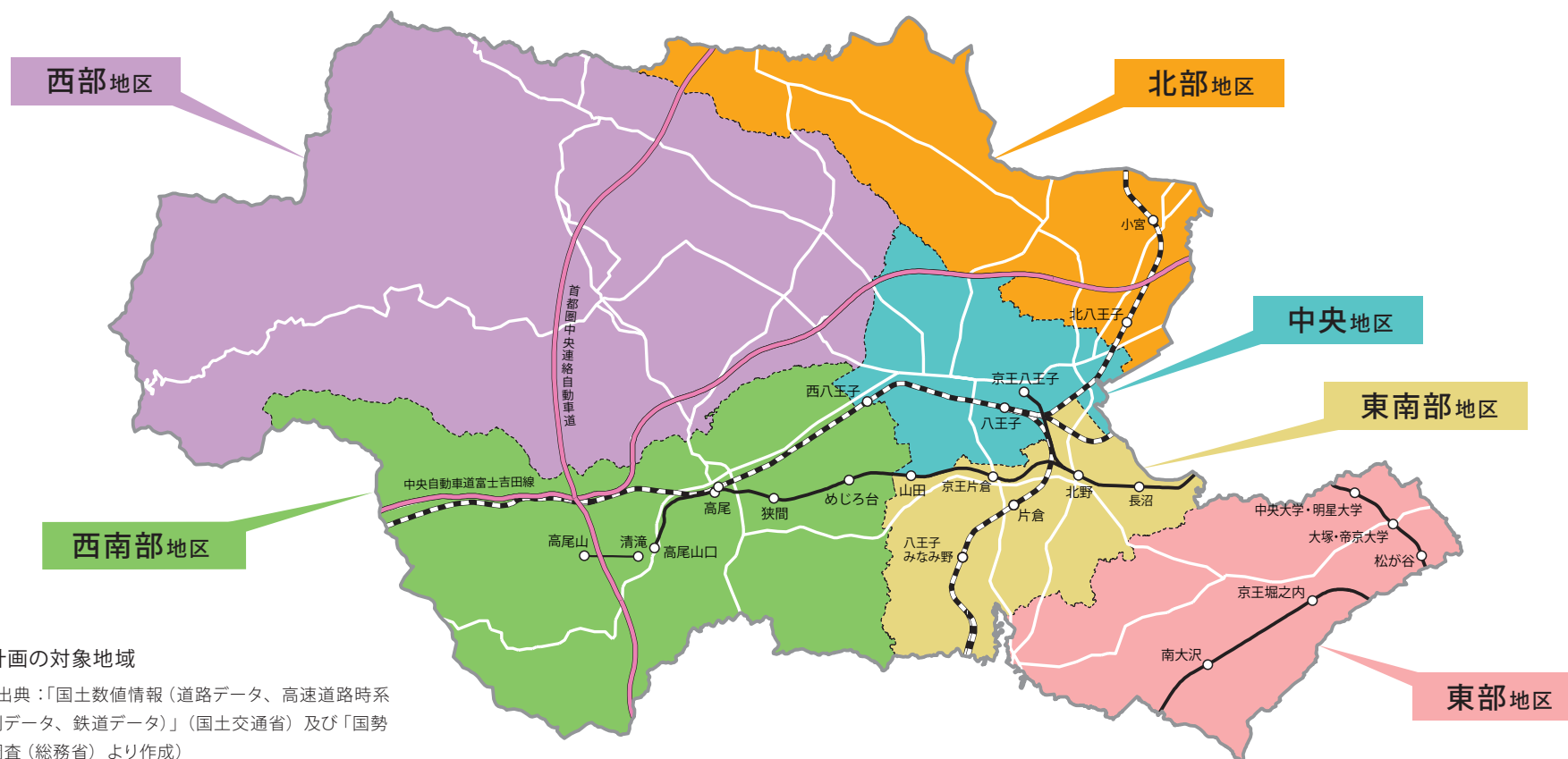


第1章

3 計画の対象地域

対象とする区域は、本市の全域とします。

また、市域は、「八王子市環境基本条例」及び「八王子未来デザイン2040」に基づき、「中央地区」、「北部地区」、「西部地区」、「西南部地区」、「東南部地区」、「東部地区」の6地区に区分しました。



第1章

4 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度（2024年度）から令和15年度（2033年度）までの10年間とし、必要に応じて見直しを行います。



本計画では、対象とする環境の範囲は下表のとおりとします。

項 目	構 成 要 素
自然環境	みどり（森林・河川・農地・公園など）、生物多様性など
循環型社会	ごみの発生抑制、ごみの資源化、ごみの適正処理、資源の循環など
地球環境	緩和策（省エネルギー、再生可能エネルギー*）、適応策（自然災害対策、熱中症対策）など
都市・生活環境	大気汚染・水質汚濁、騒音・振動、悪臭、土壌汚染、有害化学物質、まちの美化など
環境保全のための共通基盤	環境教育、体験活動、人材育成、情報など

